施設基準の web 掲載について

当院では、以下の診療報酬上の項目について、東北厚生局に届け出ております。

（2026 年 6 月 1 日）

☆電子的診療情報連携体制整備加算 3 に関するお知らせ

当院は、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。取得した受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療しております。マイナ保険証を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。診療報酬の名称およびその点数・金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

☆一般名処方に関するお知らせ

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。厚生労働省の指示により一般名処方を行っておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

☆地域包括診療加算・かかりつけ医機能・機能強化加算のお知らせ

・予防接種や健康診断の結果に関する相談・健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門の医療機関をご紹介します。
　他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握したうえで服薬管理を行います。
・敷地内禁煙を実施しております。禁煙治療を致しますのでご相談ください。
・介護保険、福祉サービスに関する相談に応じています。主治医意見書を作成します。
・必要に応じて在宅医療、往診をいたします。
・休日、夜間も電話等のお問い合わせに２４時間対応しております。
・日本医師会かかりつけ医機能研修制度　応用研修会を終了しています。
・後発医薬品の使用を積極的に行っております。医薬品の供給状況により変更することもありますのでご了承ください。（一般名処方加算）
・ご希望により２８日以上の長期投薬またはﾘﾌｨﾙ処方箋の交付に対応します。
・「抗菌薬適正使用ガイドライン」にもとづいて処方管理しております。
・ACP（人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援）に対応しております。

☆新興感染症・発熱者の対応について

当院は新興感染症の発生時に岩手県など自治体の要請を受けて発熱外来を設置する「第２種協定指定医療機関」に指定されており発熱やその他感染症を疑わせる疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）の診療に対応しております。　感染防止対策として、発熱症状等の感染が疑われる患者様を一般診療の方と動線を分けて対応いたしますのでご理解、ご協力をお願いいたします。発熱等の症状がある方は事前に電話にてご連絡ください。

☆診療明細書

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報 酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口 にその旨お申し出ください。

☆外来感染対策向上加算に関して

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に係る基本的な考え方

 感染防止対策は安心・安全な医療提供の基礎となるものです。

 当院は感染防止対策を医院全体として取り組み医院にかかわる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に係る事項

 当院における感染防止に関する意思決定機関として院内感染対策委員会を設置し、毎月１回会議を行い感染対策に関する事項を検討します。また感染対策管理者を選任して感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策に関するスタッフ研修に係る事項

 スタッフの感染防止に対する意識・知識・技術向上を図るため全スタッフを対象とした研修会・講演会を年２回以上行っています。

4. 院内感染発生状況報告に関する事項

 院内感染が疑われる事例の発生時には院内感染管理者に速やかに報告を行い院内感染管理者は直ちに現場の状況を把握し感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。

5. 患者さまへの情報提供に関する事項

 感染症が流行する時期にはポスター等の掲示物で情報提供を行います。
 またあわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いいたします。

6. 抗菌薬適正使用に関する事項

 「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に抗菌薬の適正な使用の推進に資する取り組みを行っています。

7. 地域連携に関する事項

 県立二戸病院ならびに岩手県医師会と連携し、感染対策に関する相談指導をうけ問題点を定期的に検討、広域の感染対策訓練に参加しています。

施設基準に関するお知らせ　　（令和８年１０月現在）

当院では以下の診療報酬に係る施設基準について、東北厚生局に届け出を行っております。

【特掲診療料】

１．ニコチン依存症管理料

禁煙を希望される患者さんに対し禁煙治療の計画に基づき、禁煙に向けた指導及び治療管理を行っています。一定の条件を満たす患者さんは健康保険を利用した禁煙治療を受けることができます。

２．在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

睡眠時無呼吸症候群等の患者さんに対し、CPAP（持続陽圧呼吸療法）を用いた在宅療養法について、必要な指導および管理を行っています。

３．遠隔モニタリング加算

在宅持続陽圧呼吸療法を行っている患者さんに対し、必要に応じて機器の使用状況等を遠隔で確認し、適切な療養管理を行っています。

４．時間内歩行試験

対象となる患者さんに対し、歩行による運動耐容能や呼吸・循環状態等を評価するため時間内歩行試験を実施しています。

５．喘息治療管理料

喘息の患者さんに対し、ピークフローメーターを用いた計画的な治療管理および療養指導を行っています。

６．外来ベースアップ評価料（１）

勤務する職員の賃金改善を実施するためベースアップ評価料（１）を算定しています。これにより医療従事者の処遇改善および安定した医療体制の確保に努めています。